

経 済 産 業 省

20260528保局第3号

温暖化係数の低い不活性ガス・特定不活性ガスへの冷媒ガスの変更を安全に行うためのガイドライン（実施マニュアル）を次のとおり定める。

令和8年6月11日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

温暖化係数の低い不活性ガス・特定不活性ガスへの冷媒ガスの変更を安全に行うためのガイドライン（実施マニュアル）の制定について

温暖化係数の低い不活性ガス・特定不活性ガスへの冷媒ガスの変更を安全に行うためのガイドライン（実施マニュアル）を別紙のとおり制定する。